

『電子記録債権一括ファクタリングサービス』のご案内

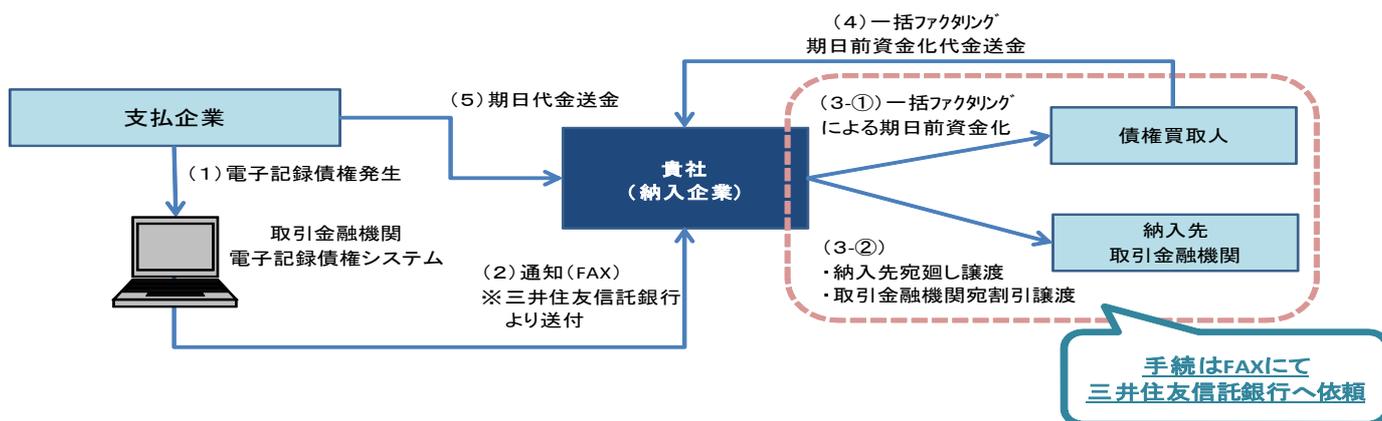
第四銀行および三井住友信託銀行の提供する『電子記録債権一括ファクタリングサービス』は、以下の特長があり、でんさいを利用したことのない方にもご利用いただきやすいサービスです。

『電子記録債権一括ファクタリングサービス』の特長
サービスの特長

- ① 期日代金はご指定口座に振込(取立手続不要)。
- ② 廻し譲渡および転々譲渡可能。(※孫請業者様のご利用には所定の契約が必要です)
- ③ 各種手続きはFAXで対応(PC不要)。
- ④ 支払企業の信用力によって割引金利を設定。低利な割引レートで資金化できる可能性あり。
- ⑤ 貴社の融資枠を使用せずに資金調達が可能。

以下のようなお客様にメリットがあります！

- 取引先から”でんさい”での支払を打診されたが、PC操作が苦手。紙での手続きが理想。
- 受取手形は、取引先に廻し譲渡しているが、取引先にでんさい契約がない為、現状維持している。
- 有事にそなえて、自社の融資枠は余裕を持った運用を行いたい。

仕組みの概要


- (1) 本間組(支払企業)は、電子記録債権システムを通じて電子記録債権を発生させます。
- (2) 三井住友信託銀行(以下、弊社)より貴社宛にでんさいの発生通知(FAX)を行います。
- <一括ファクタリングによる期日前資金化を行う場合>
- (3-①) 貴社(納入企業)は、FAXにて期日前資金化の申込みを弊社宛に行います。弊社は貴社(納入企業)の申込みに基づき、電子記録債権を債権買取人宛に譲渡します。
- (4) 債権買取人は貴社(納入企業)に期日前資金化代金を送金します。
- <取引先、あるいは取引金融機関に電子記録債権を譲渡する場合>
- (3-②) 貴社(納入企業)は、FAXにて電子記録債権の譲渡申込みを弊社宛に行います。弊社は、貴社(納入企業)の申込みに基づき、電子記録債権をご指定の先に対して譲渡します。
- (5) 支払企業は、期日代金を貴社宛支払います(貴社が電子記録債権を譲渡している場合は、当該時点の債権者宛支払います)。

『電子記録債権一括ファクタリングサービス』とは

- 『電子記録債権一括ファクタリングサービス』は、(株)本間組が発生させた電子記録債権を貴社の申出に基づき適用金利 1.475%（第四銀行短期プライムレート-0.5%（2019年9月末現在））で買取サービスです。
- 貴社にご負担いただく手数料は、「上記適用金利で計算された割引料」と「決済事務手数料」となります。
- ご資金は、債権金額から手数料を差し引かせていただいた上で、貴社ご指定の金融機関口座に振込みます。
- 貴社は、資金ニーズに合わせて“包括譲渡”“定例譲渡”“都度譲渡”（支払期日払い含む）の買取方法から1つをご選択。
- 本サービスにて買取した「でんさい」は、貴社が保証義務を負うことはありません。
- 本サービスにてご調達した資金は、貴社が取引金融機関で保有する融資枠は使用しません。
- また貴社は、取引先もしくは取引金融機関等の第三者に対して電子記録債権を譲渡することも可能です。（都度譲渡方式選択の場合のみ。）（第三者譲渡実施時は、「譲渡記録請求手数料」が必要です。）

No	買取方法	内容	貴社の資金ニーズ等
1	包括譲渡 ＜分割不可＞	<ul style="list-style-type: none"> ●電子記録債権の発生と同時に債権金額を自動割引を行い、ご指定の口座にご資金を振込みます。 ●貴社のお手続きは一切必要ありません。 	『振り出されたら、すぐに全額資金化したい』 『買取申込の手続きが面倒だから、システム自動処理で、指定口座に振り込んでほしい』
2	定例譲渡 ＜分割不可＞	<ul style="list-style-type: none"> ●貴社のご指定日（例：毎月20日）に債権金額を自動割引を行い、ご指定の口座にご資金を振込みます。 ●貴社のお手続きは一切必要ありません。 	『定期的な資金繰りのために、資金化をしたい』 『買取申込の手続きが面倒だから、システム自動処理で、指定口座に振り込んでほしい』
3	都度譲渡 ＜分割可＞	<ul style="list-style-type: none"> ●貴社の資金化希望日の3営業日の12時までにFaxでお申しいただくことで、希望日にご指定の口座にご資金を振込みます。 ●都度譲渡の貴社で期日前資金化の申込を行わない場合は、支払期日にご指定の銀行口座に資金を振込みます。 	『資金が必要なタイミングで、買取申込したい』 『金額を指定（分割）して資金化したい』 『期日まで待つて受け取りたい』

『電子記録債権一括ファクタリングサービス』の契約手続きについて

- 本サービスをご希望のお客様には、三井住友信託銀行より書類を郵送いたします。
- 本サービスのご契約に際して、ご提出いただく書類は、以下の通りです。
（返信用封筒を同封いたしますので、必要書類を三井住友信託銀行宛にご提出ください。）

《貴社にご提出いただく書類》

- ①「書類チェックリスト 兼 書類送付状」、②「委任状」、③「電子記録債権買取サービス等申込用紙」、④「確認事項記録書 兼 実特法新規届出書」、⑤「口座振替依頼書」、⑥「商業登記簿謄本」、⑦「印鑑証明書」

『電子記録債権一括ファクタリングサービス』の手数料（税別）

サービス	手数料項目
電子記録債権一括ファクタリングサービス	「決済事務手数料」と「割引料」
廻し譲渡	「譲渡記録請求手数料」

手数料項目	決済事務手数料	割引料	譲渡記録請求手数料
金額	600円	適用金利に基づいて計算された金額	600円
内容	✓ 割引後のご資金および支払期日のご資金をお振込させていただいた際、上記金額を差し引いた上でご資金を振込致します。	✓ 適用金利は、1.475%となります。（第四銀行短期プライムレート-0.5%（2019年9月末現在）） ✓ 計算方法は、以下の計算式となります。（譲渡債権金）×1.475%×日数(両端)÷365日	✓ でんさいの譲渡を行う際の手数料です。 ✓ 当月分を纏めて翌月20日に、ご指定の口座より引落しいたします。 ※第三者譲渡実施時に必要。 一括ファクタリングによる期日前資金化時は不要。

照会窓口

- 本件に関するお問い合わせは下記照会窓口までお願い致します。
三井住友信託銀行 資産金融部 電子記録債権一括ファクタリングサービス照会窓口 Tel：03-6256-5821
- 本資料に基づく弊社からの提案につきましては、貴社自らその採否をご判断ください。
- 本資料における弊社からの提案を採用されない場合であっても、弊社との他のお取引について貴社が不利益な取扱いを受けることはありません。
- また、弊社は本資料における提案を貴社が採用されることを貴社との他のお取引の条件とすることはありません。